

(証券コード 8411)

平成25年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長 佐藤 康 博

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～31頁）をご検討くださいます。 「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）をご高覧のうえ、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールA）

3. 目的事項

報告事項 第11期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第5号議案まで）＞

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 第十三回第十三種優先株式の取得の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

＜株主提案（第6号議案から第14号議案まで）＞

- 第6号議案 定款一部変更の件
- 第7号議案 定款一部変更の件（鉄道事業者への電車内防犯カメラ設置の提案融資）
- 第8号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）
- 第9号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）
- 第10号議案 定款一部変更の件（内部留保についての株主総会決議）
- 第11号議案 定款一部変更の件（投資先または融資先企業での株主総会決議取消訴訟等の開示要請）
- 第12号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
- 第13号議案 定款の一部変更の件（IPO時の評価書開示）
- 第14号議案 定款一部変更の件（投資家セミナーの開催）

なお、第3号議案につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

以上

-
- ◎例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、別添の「第11期報告書」には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び【ご参考】に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記2. (1)をご参照ください。〕をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
なお、「議決権行使コード」及び「パスワード」は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

- ・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。

なお、行使期間中の午前3時から午前5時までの間は、上記URLにアクセスすることはできませんのでご了承ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) 「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

(1) パソコンをご利用の場合

- ◎パソコン Windows[®] 機種
- ◎ブラウザ Microsoft[®] Internet Explorer 5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

(2) 携帯電話をご利用の場合

- ◎携帯電話 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。
なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

*Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

*「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

*「EZweb」は、KDD I 株式会社の登録商標です。

*「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。

*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報の漏洩・改竄がないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～21：00（土日休日を除く）
--

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案、提案の理由及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を推進しております。

こうした方針のもと、当期末における剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末における普通株式の配当金につきましては、1株当たり3円（中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり6円）とさせていただくものであります。

また、当期末における各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

	1株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	3円	72,435,118,665円
第十一回第十一種優先株式	10円	3,406,642,000円
第十三回第十三種優先株式	15円	550,350,000円
合計	—	76,392,110,665円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月25日

第2号議案 第十三回第十三種優先株式の取得の件

資本効率の向上を図るため、当社定款第19条及び第十三回第十三種優先株式発行要項第14項の規定に基づき、当社発行の第十三回第十三種優先株式の全部(36,690,000株)を平成25年7月11日付にて取得したいと存じます。

なお、取得価額は、当社定款第19条及び当該優先株式発行要項第14項の規定に基づき、1株につき1,008.384円、その総額は36,997,608,960円となります。

なお、第十三回第十三種優先株式発行要項第14項の内容は、以下のとおりです。

(14) 取得条項

会社は、平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、第十三回第十三種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、第十三回第十三種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額とし、その計算は1円未満小数第四位まで算出し、その小数第四位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において第十三回第十三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第3号議案 定款一部変更の件

平成25年3月31日より、新自己資本比率規制（以下「バーゼルⅢ」といいます。）として、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正告示が施行されています。バーゼルⅢにおいて、銀行持株会社が発行する優先株式が自己資本比率規制上の自己資本として算入されるためには、当該銀行持株会社の実質破綻が認められる場合に、①元本の削減又は②普通株式への転換が行われる条項（いわゆる損失吸収条項）を当該優先株式の要項に定める必要があります。現在当社の定款上規定している第十一種、第十二種、第十三種優先株式については、現行定款の規定を前提とすると当該優先株式の要項に上記損失吸収条項を定めることができないことから、今回新たに第十四種、第十五種、第十六種優先株式を規定し、これらにつき、優先株式の発行時の取締役会の決議により上記損失吸収条項を定めることができるようにするものです。また、第十四種、第十五種、第十六種優先株式については、上記損失吸収条項以外の優先配当金、残余財産の分配、取得条項及び取得請求権に関する規定を定めるとともに、複数回に分けて発行することができるようにするため、複数の発行回数を設け、各発行回数を異なる種類の株式として規定するものです。

さらに、現在定款上規定している、第十一種、第十三種優先株式の発行可能種類株式総数のうち未発行分を減少させるとともに、未発行の第十二種優先株式に係る規定を削除いたします。これとともに、今回新たに規定する第十四種、第十五種、第十六種優先株式については、それぞれ各発行回数の発行可能種類株式総数の合計数に上限を付すことにより、第十四種、第十五種、第十六種優先株式の発行可能種類株式総数は、第十一種、第十二種、第十三種優先株式の発行可能種類株式総数の減少の範囲内で設定いたします。また、各種類株式に係る発行可能種類株式総数の合計数が減少するため、これに伴い発行可能株式総数の減少を行います。

あわせて、現行定款第6条ただし書きの「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨の規定を削除するとともに、所要の変更を実施いたします。

なお、本件定款変更につきましては、会社法第322条の規定に基づき、各種類株式にかかる種類株主総会の決議が必要となっております。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案																																						
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,369,512,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table data-bbox="117 568 625 687"><tr><td>普通株式</td><td>48,000,000,000株</td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td><u>1,369,512,000株</u></td></tr><tr><td>第十二種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr></table>	普通株式	48,000,000,000株	第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000株</u>	第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,251,442,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>900,000,000株</u>、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>900,000,000株</u>、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて<u>1,500,000,000株</u>を、それぞれ超えないものとする。</p> <table data-bbox="680 568 1188 1010"><tr><td>普通株式</td><td>48,000,000,000株</td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td><u>914,752,000株</u></td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td><u>36,690,000株</u></td></tr><tr><td>第一回第十四種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第二回第十四種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第三回第十四種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第四回第十四種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第一回第十五種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第二回第十五種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第三回第十五種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第四回第十五種の優先株式</td><td><u>900,000,000株</u></td></tr><tr><td>第一回第十六種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr><tr><td>第二回第十六種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr><tr><td>第三回第十六種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr><tr><td>第四回第十六種の優先株式</td><td><u>1,500,000,000株</u></td></tr></table>	普通株式	48,000,000,000株	第十一種の優先株式	<u>914,752,000株</u>	第十三種の優先株式	<u>36,690,000株</u>	第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>	第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>
普通株式	48,000,000,000株																																						
第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000株</u>																																						
第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
普通株式	48,000,000,000株																																						
第十一種の優先株式	<u>914,752,000株</u>																																						
第十三種の優先株式	<u>36,690,000株</u>																																						
第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000株</u>																																						
第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																																						
<p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>																																						

現 行 定 款	変 更 案
<p>第十一種 <u>の優先株式</u> 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種 <u>の優先株式</u> 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種 <u>の優先株式</u> 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>第十一種 <u>の優先株式</u> 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種 <u>の優先株式</u> 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第一回から第四回までの第十四種の優先株式</u> 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第一回から第四回までの第十五種の優先株式</u> 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第一回から第四回までの第十六種の優先株式</u> 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② (現行のとおり) ③ (現行のとおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第十一種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (現行のとおり)</p>
<p>(優先株式の取得)</p> <p>第19条 当社は、第十二種および第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。 (新設)</p>	<p>(優先株式の取得)</p> <p>第19条 当社は、第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② <u>当社は、第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第20条 第十一種および第十二種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第21条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第十一種および第十二種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p>	<p>③ 前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第20条 第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第21条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 前二項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>③ <u>当社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</u></p> <p>④ <u>当社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会決議で定める。</u></p> <p>⑤ <u>第一項、第二項および第四項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役佐藤 康博、野見山 昭彦、大橋 光夫、安樂 兼光の4氏は本総会終結の時をもって任期が満了し、西澤 順一、河野 雅明の両氏は今般、取締役を辞任されます。経営体制強化のため取締役に3名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	さとう やすひろ 佐藤 康博 (昭和27年4月15日生)	<p>平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー</p> <p>平成16年4月 同 常務執行役員営業担当役員</p> <p>平成18年3月 同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員</p> <p>平成19年4月 同 取締役副頭取内部監査統括役員</p> <p>平成21年4月 同 取締役頭取(現任)</p> <p>平成21年6月 当社取締役</p> <p>平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役(現任) 当社取締役社長(グループCEO)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役頭取 株式会社みずほ銀行 取締役</p>	普通株式 32,880株
<p>昭和51年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、グループCEOとして、経営経験も豊富な人物であります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	つじた やすのり 辻 田 泰 徳 (昭和31年6月28日生)	<p>平成20年4月 株式会社みずほ銀行コンサルティング 営業開発部長</p> <p>平成21年4月 同 執行役員個人マーケティング部長</p> <p>平成23年4月 同 常務執行役員個人マーケティング部長</p> <p>平成23年6月 同 常務執行役員</p> <p>平成24年4月 当社常務執行役員企画グループ担当 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ担当 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グループ担当</p> <p>平成25年4月 当社副社長執行役員人事グループ長兼 内部監査部門長（現任） 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員人事グループ長（現任） 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員人事グループ長（現任） みずほ信託銀行株式会社常務執行役員人事グループ担当役員（現任） みずほ証券株式会社常務執行役員人事グループ担当役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ証券株式会社 常務執行役員</p> <p>昭和56年より、当社グループの一員として、人事、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。</p>	普通株式 23,400株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	おかべ としつぐ 岡部 俊胤 (昭和31年5月2日生)	<p>平成20年4月 当社執行役員秘書室長</p> <p>平成21年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員</p> <p>平成24年4月 同 常務執行役員リテールバンキングユニット長</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員(非常勤)みずほ銀行リテールバンキングユニット連携担当</p> <p>平成25年4月 当社副社長執行役員個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長(現任)</p> <p>株式会社みずほ銀行取締役副頭取個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副頭取兼内部監査部門長(現任)</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員みずほ銀行個人ユニット、リテールバンキングユニット連携担当副頭取兼内部監査部門長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社みずほ銀行 取締役副頭取</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員</p> <p>昭和55年より、当社グループの一員として、営業、経営企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。</p>	普通株式 446,800株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	はやし のぶひで 林 信 秀 (昭和32年3月27日生)	<p>平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員営業第十三部長</p> <p>平成21年4月 同 常務執行役員営業担当役員</p> <p>平成22年4月 同 常務執行役員国際バンキングユニット統括役員</p> <p>平成23年6月 同 常務取締役国際バンキングユニット統括役員</p> <p>平成24年4月 同 常務取締役国際ユニット長 株式会社みずほ銀行常務執行役員(非常勤)みずほコーポレート銀行国際ユニット連携担当</p> <p>平成25年4月 当社副社長執行役員国際ユニット担当副社長(現任) 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員みずほコーポレート銀行国際ユニット連携担当副頭取(現任) 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取国際ユニット担当副頭取(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役副頭取</p> <p>昭和55年より、当社グループの一員として、営業、国際業務企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、経営経験も豊富な人物であります。</p>	普通株式 197,900株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">かんき ただし 神 吉 正 (昭和33年10月9日生)</p>	<p>平成20年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員営業第八部長 平成23年4月 同 常務執行役員営業担当役員（平成25年4月まで） 平成24年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店副担当役員 平成25年4月 当社常務執行役員企画グループ長（現任） 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ長（現任） 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グループ長（現任） みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員（現任） みずほ証券株式会社常務執行役員企画グループ担当役員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ証券株式会社 常務執行役員</p> <p>昭和56年より、当社グループの一員として、営業、経営企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。</p>	<p>普通株式 50,100株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	<p style="text-align: center;">こいけ まさかね 小池 正兼 (昭和34年7月9日生)</p>	<p>平成20年4月 当社財務企画部長 平成21年4月 同 執行役員財務企画部長 平成24年4月 同 常務執行役員リスク管理グループ長 兼コンプライアンス統括グループ長 (現任)</p> <p>株式会社みずほ銀行常務執行役員リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長 (現任) 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長 (現任) みずほ信託銀行株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当兼コンプライアンス統括グループ担当 平成25年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員兼コンプライアンス統括グループ担当役員 (現任) みずほ証券株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員兼コンプライアンス統括グループ担当役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ証券株式会社 常務執行役員</p> <p>昭和57年より、当社グループの一員として、財務企画、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。</p>	<p>普通株式 29,400株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
7	<p>のみやま あきひこ 野見山 昭彦 (昭和9年6月15日生)</p>	<p>昭和32年4月 日本鋳業株式会社入社 昭和59年6月 同 取締役 平成元年6月 同 常務取締役 平成4年12月 株式会社日鋳共石常務取締役 平成5年12月 株式会社ジャパンエナジー常務取締役 平成6年6月 同 専務取締役 平成8年6月 同 代表取締役 社長 平成12年6月 同 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年4月 同 代表取締役 取締役会長 平成14年9月 新日鋳ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成15年6月 同 代表取締役 取締役会長 平成18年6月 同 相談役 平成19年6月 当社社外取締役(現任) 平成22年7月 J Xホールディングス株式会社名誉顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) J Xホールディングス株式会社 名誉顧問</p> <p>新日鋳ホールディングス株式会社代表取締役社長及び代表取締役取締役会長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>	<p>普通株式 24,800株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
8	<p>おおはし みつお 大橋 光夫 (昭和11年1月18日生)</p>	<p>昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年5月 同 総合企画部長 平成元年3月 同 取締役総合企画部長 平成5年3月 同 常務取締役 平成7年3月 同 専務取締役 平成9年3月 同 代表取締役社長 平成17年1月 同 代表取締役会長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年3月 昭和電工株式会社取締役会長 平成22年3月 同 相談役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 昭和電工株式会社 相談役</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p>昭和電工株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の三親等以内の親族が、株式会社みずほ銀行の従業員として勤務しております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。</p> <p>同氏が富国生命保険相互会社の社外監査役在任中である平成20年7月、同社は保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、同事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会及び監査役会を通じて、顧客利便性の視点に立った指導を行い、注意を喚起しておりました。事案発覚後、同氏は、再発防止策等が十分機能しているかを点検し、経営管理態勢への助言及び内部監査態勢の強化に取り組み、監査役としての職務を遂行しております。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
9	あんらく かねみつ 安樂兼光 (昭和16年4月21日生)	昭和39年4月 日産自動車株式会社入社 平成5年6月 同 取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年5月 同 代表取締役副社長 平成12年4月 同 取締役副会長 平成12年6月 同 副会長 平成14年4月 日産不動産株式会社代表取締役社長 平成17年6月 同 相談役 平成18年7月 日産ネットワークホールディングス株式会社相談役 平成19年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) なし	普通株式 7,000株
<p>日産自動車株式会社代表取締役副社長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>			

- (注) 1. 野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の3氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、事業報告「3. 社外役員に関する事項」における「(3) 責任限定契約」に記載のとおりであります。
3. 野見山昭彦、安樂兼光の両氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の規定する独立役員であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役繁治 義信氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。これに伴い、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社の株式の数
ふなき のぶかつ 船木 信克 (昭和34年3月30日生)	平成17年4月 株式会社みずほコーポレート銀行主計部長 平成22年3月 同 常勤監査役(現任) 平成25年4月 みずほ証券株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) みずほ証券株式会社 社外監査役	普通株式 3,500株
昭和56年より、当社グループの一員として、主計、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、監査役としての経験も豊富な人物であります。		

(注) 監査役候補者船木信克氏には、株式会社みずほコーポレート銀行常勤監査役を辞任のうえ、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。

<株主提案（第6号議案から第14号議案まで）>

第6号議案から第14号議案までは、株主からのご提案によるものであります。また、第7号議案から第14号議案までは、同一の株主1名からのご提案ですが、第8号議案については他の株主2名、その他の議案については他の株主1名から同一のご提案を受けており、共同のご提案となっております。

第6号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

定款に次の条文を加える

当社がその役職員に支払う全ての名目の報酬の合計の最高額は、3千萬元を上限とする。本条文の実行を阻害する、過去の株主総会の全ての決議は、下記の状態に至る迄、凍結し、実行しない。下記の状態とは当社の1株当り自己資本が、三菱UFJ、又は三井住友の1株当り自己資本に到達した状態を言う、但し、それ迄でも特に顕著に、当社の企業価値を高める業績のあった役職員が出現した場合には、その業績に応える爲、その次の期の株主総会の議決によって、それ等の者への特別の報酬の追加を、上記の制限されたる報酬3千萬元に加える事は可能とする。

2. 提案理由

2012年7月30日、新法により開示された、3メガ銀行高額報酬開示によりますと、その対象役職員の人数合計と報酬総額の合計は三菱UFJは計149名で計約125億円、三井住友は計49名で計約39億円、当社は計153名で計約122億円(1人平均約8千萬元)とあります。然るに有名な、2大会社情報誌によりますと、1株当り自己資本、及び1株当り純資産は、共に当社は、三菱UFJの3割以下、三井住友の約5割とあります。よって株価は必然的に、その影響を受けて推移しています。それにも拘らず当社が高額報酬の役職員に支払う人件費が、他2メガFGのそれに比べ、遜色のない事、及び3倍強である事は、配当が他2メガFGに比べ低い事を考慮に加える時、それは企業価値の向上と、株主利益に反するものと考察せざるを得ない。本提案の議決により、眞に安定的な自己資本等の充実を計り株主の普遍的な希求である、株価と配当の上昇を期待したい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、当社グループが目指すべき姿を実現していくために当社の役員が果たすべき役割・責任に応じて適切な水準とすることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、基本的な報酬体系等について社外取締役を含めた報酬委員会の意見も踏まえるなど、透明性・客観性を確保しつつ、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会で決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、活動状況等を基準に監査役の協議により決定しております。

職員の給与等についても、各地域の報酬水準等を踏まえたうえで、各人の職務、専門性、能力及び成果に応じた適切な水準とする方針のもとに支給しております。

このように、役職員の報酬の決定手続は適切に行われており、株主さまの利益を害するおそれはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（鉄道事業者への電車内防犯カメラ設置の提案融資）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「鉄道事業者に対し、当グループからの融資により、電車内防犯カメラを設置することを提案するよう、グループ会社に対して指導するものとする」

2. 提案の理由

当グループは、都営地下鉄を運営する東京都（交通局）の指定金融機関でもあり、西武HDの代表者が当グループ出身であるなど、鉄道会社に対し一定の影響力を持っている。当グループからの提案融資で、電車内防犯カメラを設置することにより、貸出を伸ばせるだけでなく、安心を求めるニーズに応えるための社会インフラ投資を鉄道事業者を介して推進し公共の利益にも資する。

電車内防犯カメラは、JR埼京線・京王線などで既に設置されており、痴漢事件の発生件数が減るなどの成果をあげている。また、初めて電車内の防犯カメラ映像を証拠採用した埼玉県内での事件では、被害の存在が事実ではないことが明らかになり、無実の男性が痴漢冤罪から救われた（22年10月13日共同通信）。

「痴漢対策官民会議」や、「電車内の痴漢防止に係る研究会」でも、痴漢対策として防犯カメラの設置が答申されている。また、ドイツでは、車内犯罪が三割減少している。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、お取引先の事業・財務戦略をはじめとする幅広い経営課題・ニーズに対して、銀行・信託・証券一体となって、さまざまなご提案ができるよう努めております。具体的な提案内容・タイミング等につきましても、画一的に行うことはせず、お取引先ごとの方針・実情等を踏まえて判断しております。

また、当社グループの傘下銀行等において融資を行うに際しては、総合金融グループとして担う高い公共性と社会的使命を常に自覚し、一律の定型化した基準のみで可否を判断するのではなく、資金使途、返済方法、融資金額、保全（担保・保証）及びその他条件について、個々の案件ごとに十分な検討を行ったうえで、総合的に判断することとしております。

引き続き、当社グループの傘下銀行等において、公共性と社会的使命を常に自覚したうえで適切な融資業務が行われるように努めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2 提案の理由

連結ベースで2.4兆円以上の株式を保有する当グループは、平成20年度に4千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、サンテック（東証2部、元みずほ銀行職員が取締役に就任、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の経済合理性を欠く対応を続けている。役員を派遣していると情実により客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、当グループ役員と株主間の利害相反が生じている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお当議案は前年の当社総会でISSが賛成推奨し、27%の賛同を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社及び当社の子会社等において保有する株式の議決権行使につきましては、短期的な配当性向だけでなく、当該株式を発行する企業が企業倫理を遵守するとともに適切なガバナンス体制を構築し、長期的な株主価値の増大に繋がる適切な意思決定をしているかどうかという観点に立ち、さまざまな検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

引き続き、当社及び当社の子会社等において、適切な議決権行使がなされるように努めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当会社及び連結子会社における役員研修の方針を当社のホームページ上にて開示する」

2. 提案の理由

取締役及び監査役を選任する際、株主総会の招集通知に記載されている取締役候補者、監査役候補者の略歴及び東証により開示を義務付けられている報告書に記載されている情報だけでは、各候補者が取締役もしくは監査役として適任者であるかを判断する上で不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督は異なり、不祥事の防止を含む役員の職務を遂行するためには、役員としての義務や未経験の分野を含めた業務全般を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の大多数を占める社内出身者はこのような知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、当社が役員研修の方針（最低でも第三者による役員研修開催の有無）を当会社のホームページにおいて開示することにより、株主は安心して選任することが出来る。また、お客様も安心する。なお、開示のみに限定することにより当会社にとっての負担を少なくする。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役会といたしましても、当社の取締役及び監査役は、その職務を遂行するために、幅広い知識や役員としての心構えを備えている必要があると認識しております。これらの幅広い知識や役員としての心構えは、さまざまな職務経験等を通じて培われていくものであると考えます。

取締役会は、取締役及び監査役候補者の選定にあたり、業務全般に関する知識、社内外の職務経験を通じて培った幅広い識見や高い専門性等、会社役員として必要とされる知識・経験等を十分に考慮し、当社の取締役及び監査役として適任であると判断した人物を候補者として決定しております。

そのうえで、株主さまに選任いただくために必要な情報を、法令に則り、適切に株主総会参考書類に記載しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第10号議案 定款一部変更の件（内部留保についての株主総会決議）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当期純利益は全額配当するものとし、内部留保をするときは、株主総会の決議を得るものとする。」

2. 提案の理由

そもそも、株式とは会社の割合的持分であり、理論的には最終利益の全額は株主に配当されることが資本主義の原則となる。もっとも利益を再投資することによって、株主が期待する利益率以上の再運用が見込める場合は、内部留保を行って成長し、将来の増配を実現することも合理的となる。

しかるに、当社は、過去3年間利益の過半を内部留保したにもかかわらず、増配を実施していない。引き続き預貸率は低水準であり、結局は、やむを得ず国債を大量に買っている状況であり、現状の国債金利（1～2%程度）は株主資本コスト（約5～8%）を下回っていることは明らかである。こうした株主利益を考えない資本政策は改められるべきであり、資本主義の原則に立ち帰り、当期純利益は全額株主へ配当することを基本とし、内部留保が必要な場合は、株主総会に諮りその理由を説明し、承認を得ることが株主から経営を委託された経営者の当然の責務といえよう。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、銀行の健全性を確保するための自己資本比率規制の趣旨も踏まえ、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを追求していくことを基本方針として、資本政策を行っております。

また、各期の収益額のみならず事業環境等を総合的に勘案したうえで安定的に株主さまに還元するとともに、自己資本を成長分野に振り向けること等により、持続的成長を図っていくことが重要と考えております。

こうした考えのもと、剰余金の処分（案）を決定したうえで、株主さまにご判断いただくために必要な情報を法令に則り適切に株主総会参考書類に記載し、議案として株主総会にお諮りしております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第11号議案 定款一部変更の件（投資先または融資先企業での株主総会決議取消訴訟等の開示要請）

1 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社が株主であるか、あるいは融資を行っている上場会社に対し、株主総会の決議取消請求訴訟・決議不存在請求訴訟または決議無効請求訴訟が提起されているときは、当該会社に対して、かかる訴訟提起の事実を開示するように、はたらきかけなければならない」

2 提案の理由

株主総会での著しく不公正な決議方法には、株主が提起できる決議取消（会社法831条）及び決議不存在・無効（同830条）の規定があり、現在もHOYA（親族企業での公序良俗に反する行為の放置、反対・修正株主提案等の招集通知不記載等、保全事件（東京地裁平成24年（ヨ）第20045号）でも株主の被保全権利を認定。同平成24年（ワ）第26403号）やオリンパス（ジャイラス社のれん代に関する説明義務違反等、同平成24年（ワ）第20534号）、セゾン情報（同平成24年（ワ）第33014号）にかかる提起がなされているが、より悪質性を疑わせるHOYAやオリンパスは開示していない。東京地裁民事8部は判事の大手法律事務所への天下りなどにより会社寄り判決を書く傾向（レックス価格決定事件等）が強いが、かかる訴訟提起の事実の非開示は重要事項開示の国際的な資本市場の要請に反しているので、係る規定を提案したい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、投資先や融資先について、その企業実態を正確に把握するよう努めております。

しかしながら、訴訟提起の事実を開示するかどうかにつきましては、国内外の関係法令や証券取引所規則等の遵守を前提として、各社が、その内容を十分踏まえたうえで責任をもって判断するべきものであると考えております。

そのため、ご指摘のような訴訟提起の事実について、当社グループが投資先や融資先に対して、一律に開示を働きかけることは適当ではないと認識しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第12号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、一億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。」

2. 提案の理由

株主から経営を任されている役員報酬の額を株主に知らせることは、役員株主に対する責務である。当社が役員報酬を率先して株主に開示することは透明性のある情報開示に熱心な企業として国際的信用を高め、株主の負託にこたえ企業価値を増大させる。過去20年間で株主に高いリターンを還元している米英の資本市場では報酬個別開示が当然で、不都合が生じたことはなく、SAY ON PAY（報酬に関して株主が総会で物言うことを認める仕組み）の導入の前提にもなる。提案者は株主価値を増加させるより優秀な経営者を雇用するために報酬を多く払うことには反対でない。ソニーの平成19年の同提案44.3%、一昨年HOYA総会では48.5%、一昨年の当社株主総会でも、少なくとも32%の賛成を得ている。

日本では役員であった者に対して顧問料その他の名目で報酬を支払うことが慣習として存在するため、かかる報酬も開示することを勧告したい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、当社グループが目指すべき姿を実現していくために当社の役員が果たすべき役割・責任に応じて適切な水準とすることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、基本的な報酬体系等について社外取締役を含めた報酬委員会の意見も踏まえるなど、透明性・客観性を確保しつつ、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会で決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、活動状況等を基準に監査役の協議により決定しております。

また、開示にあたりましては、取締役及び監査役別の報酬等の総額及び支給人数について、法令に則り、事業報告において適正に開示しております。

このように、役員報酬の決定手続及び開示は適切に行われており、株主さまの利益を害するものではありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第13号議案 定款の一部変更の件（IPO時の評価書開示）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当グループの証券会社がIPOの主幹事である場合において、IPO対象会社の企業価値が評価されたときは、その評価書及び評価の根拠を開示するものとする。」

2. 提案の理由

みずほ証券は西武ホールディングス（当グループ出身者が代表取締役）の主幹事である。週刊文春の報道によると、同社の上場時の評価額について、野村證券が有価証券をゼロ評価するなど低く評価したため、筆頭株主との間に紛争が生じているとのことである。このような企業価値の評価書は、依頼者の意向で不正が行われやすい。例えばみずほ証券のカネボウ評価書は、負債の割合をマイナス15%、自己資本の割合を115%とする理論的にありえない操作を行って、戦後最安値277円を下回る162円とするものであった（後に裁判所は360円と認定）。そこで評価書の開示によってこのような不正を防ぐべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループの傘下証券会社がIPO主幹事である場合には、法令諸規則等に基づき適正な審査を行っており、お客さまに対しましても、IPO対象会社が作成する目論見書等の交付により、投資判断に必要な情報の適切な提供を行っております。

なお、引受審査、企業価値の評価にあたっては、専門部署の配置等による組織的な独立性に十分留意した体制のもとで、当該企業を取り巻く経営環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の必要事項について、十分に客観的な検討を行ったうえで、総合的な判断を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第14号議案 定款一部変更の件（投資家セミナーの開催）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当グループの証券会社において、投資家に対してMBO等対策セミナーを実施するよう、グループ会社を指導する。」

2. 提案の理由

全部取得を目的に公開買付が行われた場合、公開買付が成立すると、株主総会で全部取得が決議された一月後に上場廃止となるが、直後に全部取得され、株主には現金が支払われる。従って公開買付に応じなくても換金性に問題は無いのであるが、これを知らない投資家が非常に多い。

また、この際価格決定を申し立てれば、取得価格が引き上げられる可能性も高いのであるが（レックス事件、サンスター事件など）申立の知識がない株主が多い。このように、投資家の知識不足により、廉価MBO等が容易に成立してしまっている。しかし、値下がりすれば強制取得される株を買う者はいないであろう。

そこで投資家を対象としたセミナーを行って投資家の知識を高め、廉価MBOが安易に成立しないようにして市場の公正を確保し、市場参加者を増加させる。なお、提案者山口三尊は、無償で協力する用意がある（アドバンテッジ被害者牛角株主のブログ3月31日）。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループの傘下証券会社等は、投資運用商品の勧誘・販売にあたって、お客さまの投資意向や経験等に応じて、商品内容、市場環境、規制動向等の適切な情報提供を行っております。また、既に投資運用商品をご購入いただいているお客さまに対しても、含み損益、市場環境、規制動向等、適時適切な情報提供を行うなどのアフターフォローを実施しております。

さらに、傘下証券会社におきましては、株・債券・投資信託をはじめとした各種商品をはじめ、マーケットの見通しやテクニカル分析、相続やネットを使った取引方法の解説等、さまざまなセミナーを開催しており、そのテーマ・内容につきましても、お客さまのニーズ等を踏まえ、必要に応じて柔軟な見直しを行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

以上

第11期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム（ホールA）

電話番号 03-5221-9000

もよりの駅： J R 線 有楽町駅より徒歩1分

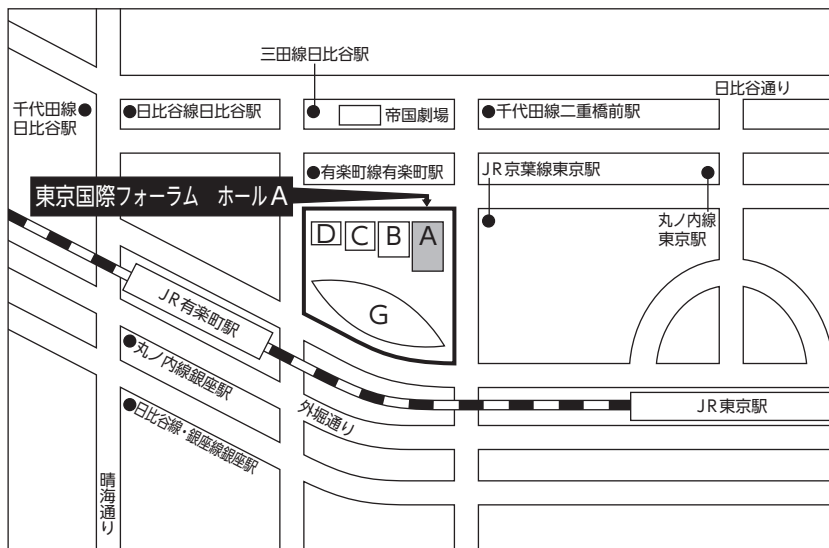
東京駅より徒歩5分

（京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡）

地下鉄 有楽町線有楽町駅と

B1F地下コンコースにて連絡

[会場付近略図]



お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。